

鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第29号

鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成27年鳥取市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方活力向上地域（）」を「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和10年3月31日までの間に、地方活力向上地域（）」に、「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号イ」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を、「認定事業者が」の次に「、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に」を加え、「法第17条の2第1項第1号」を「同条第1項第1号」に、「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）」を「再生法省令」に、「、機械及び装置（）」を「及び償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。」に改め、「再生法省令第1条に規定する」を削る。

第2条第2項中「地方活力向上地域」を「公示日から令和10年3月31日までの間に、地方活力向上地域」に改め、「認定事業者が」の次に「、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に」を加え、「法第17条の2第1項第2号」を「同条第1項第2号」に改め、「再生法省令第1条に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。